

今月のトピックス

平成 31 年 1 月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ

社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ

TEL 03-5356-6377

TEL 048-781-2651

URL <http://www.slmo.co.jp/>

《36 協定の新たな届出様式》

働き方改革関連法による労働基準法の改正により、36 協定(時間外労働・休日労働に関する協定届)で定める時間外労働について、罰則付き(6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金)の上限が設けられ、2019 年 4 月から施行されます(中小企業への適用は 2020 年 4 月)。それに伴い 36 協定の新たな様式が公表され、以下 4 種類の様式になります。

- ① 一般条項用 ② 特別条項付き(一般条項用と特別条項用の計 2 枚を提出する)
③ 新技術・新商品等の研究開発業務 ④ 建設の事業・自動車運転者・医師・製糖業等

また、新様式での届出は、2019 年 4 月 1 日以降の期間のみを対象としている 36 協定からとなります(中小企業は 2020 年 4 月から対象となり、それまでは旧様式でも提出可能)。

○変更点

- 1、労働保険番号や法人番号の記載欄の追加
- 2、「所定労働時間を超える時間数」欄の追加(任意)
- 3、1 カ月 100 時間未満(休日労働含む)、2~6 カ月平均 80 時間以内(休日労働含む)の要件を満たすことを確認するチェックボックスの追加
- 4、特別条項を設ける場合には、「限度時間を超えて労働させる場合における手続き」「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康および福祉を確保するための措置」「限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率」欄の追加

■中小企業定義表

(以下いずれかの基準を満たしていれば、中小企業に該当すると判断されます。)

業種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する労働者数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5000万円以下	100人以下
④小売業	5000万円以下	50人以下

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたらお気軽にご相談下さい。